

第4章

地域福祉にかかると策の展開

I 包括的な支援体制づくり

高浜市では、福祉のワンストップサービスによる、地域包括ケアをめざす福祉の拠点として「いきいき広場」を開設し、高齢者、障がいのある人、子ども・子育て中の人、生活困窮者、外国籍住民などライフステージに関わりなく必要な支援が受けられるしくみづくりを進めてきました。

しかし、世帯の状況の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、様々な課題が複雑に絡み合ったり、いくつかの分野にまたがったり、容易に解決できない課題を抱えている人（世帯）が増えています。

複雑で複合的な困りごとを抱えている人（世帯）をはじめ地域に暮らすすべての人が、自分らしく安心して生活できるよう、いきいき広場を中心に、地域の担い手の要であるまちづくり協議会と協働し、様々なつながりのもと、包括的に支援する体制を強化していきます。

1 包括的な相談支援体制づくり

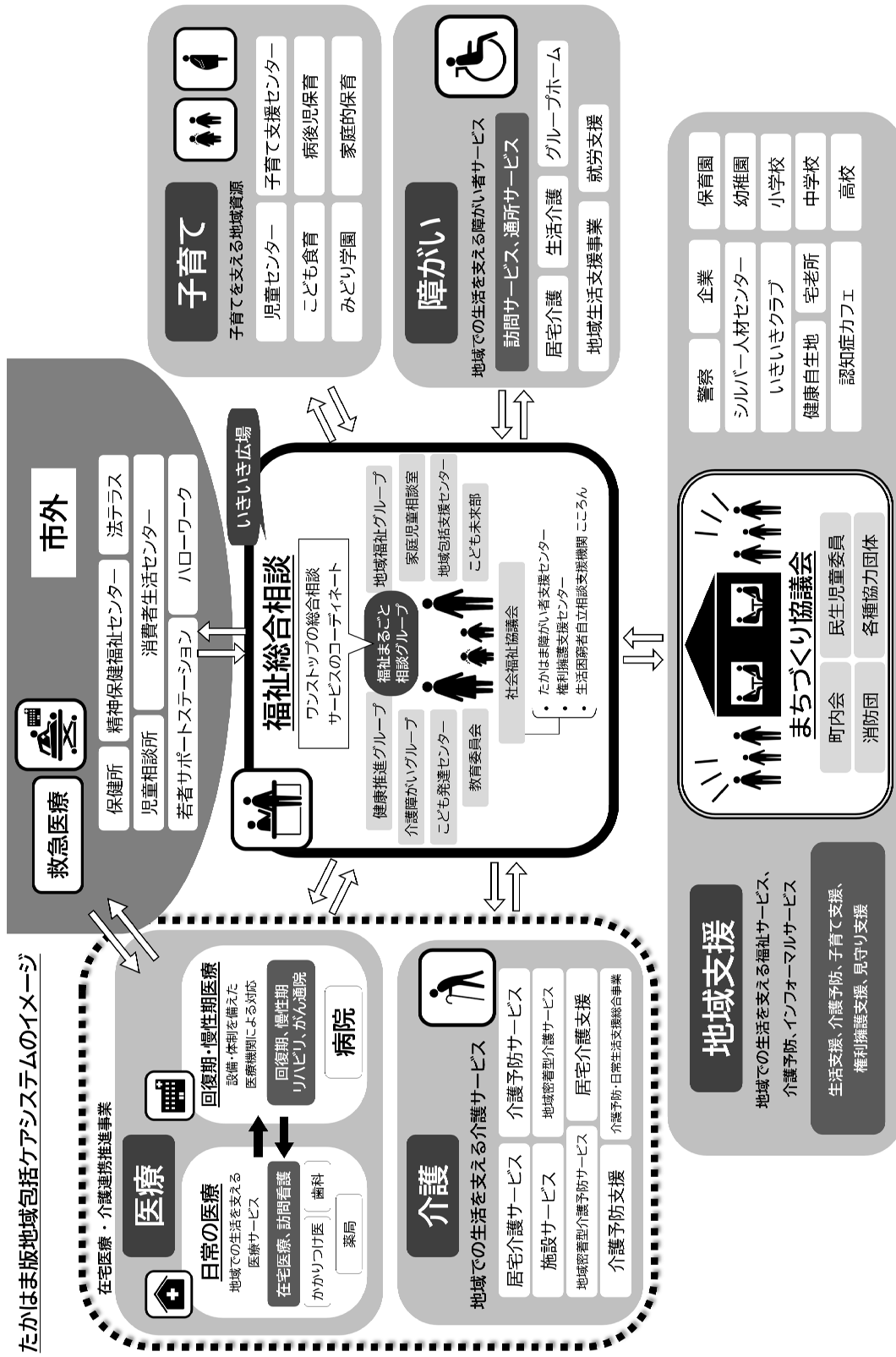


高浜市では、「福祉でまちづくり」を合言葉に、人々の生活は制度の枠組みの中で成り立っているのではなく、さまざまな背景や環境の下にある「家族」や「地域の中でのつながり」により成り立っているという「地域を包括的に支えていく視点」でまちづくりを進め、ライフステージごとに切れ目なく必要な支援を提供できるシステムの構築を目指してきました。

具体的には、平成8（1996）年4月に、福祉のワンストップサービスによる、地域包括ケアを目指す福祉の拠点として、「いきいき広場」を開設しました。市福祉部、地域包括支援センター、市社会福祉協議会などの機関を一か所に集約させた福祉の総合拠点であり、現在では、こども未来部、教育委員会、こども発達センター、たかはま障がい者支援センター、権利擁護支援センター、生活困窮者自立支援に関する窓口などを設置し、高齢者、障がいのある人、子育て家庭など支援を必要とする人すべてを対象とした全世代型の総合相談拠点として、市民や関係機関に広く周知されてきています。

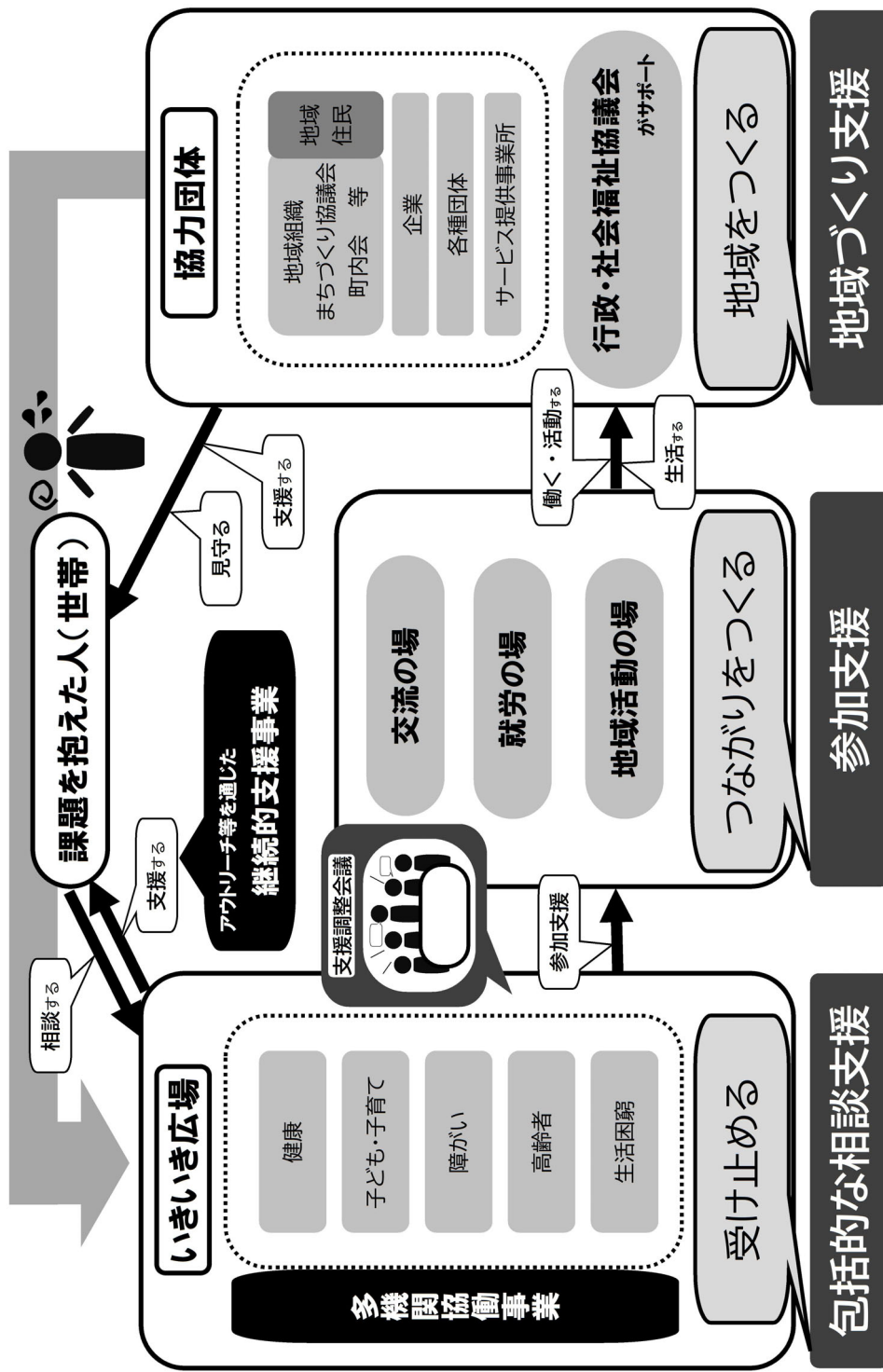
こうして築いてきた「いきいき広場」を中心に、誰もがいつまでも住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、高浜市の地域資源を最大限活用するとともに、まちづくり協議会をはじめ地域の多様な支える力を結集させ、「たかはま版地域包括ケアシステム」の更なる充実を目指していきます。

たかほま版地域包括ケアシステムのイメージ



重層的支援体制整備事業

■ 高浜市における重層的支援体制のイメージ



具体的な取組や施策

【行政の取組】

① 「いきいき広場」を中心としたネットワークの充実・強化 **重点施策**

これまで進めてきた保健・福祉・医療の連携体制を確立するとともに、今後も「いきいき広場」（福祉まるごと相談グループ）を「たかはま版地域包括ケアシステム」の中心に位置づけ、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、まちづくり協議会、ボランティア、民生・児童委員、民間企業など地域のさまざまな機関とのネットワークを充実・強化し、自助を基本にしながら、公的なサービスと住民活動などによるインフォーマルなサービスを含めた支援体制の構築を更に進めていきます。

② 多職種連携による地域づくりの推進 **重点施策**

地域包括ケアシステムの充実・強化を図るため、地域包括支援センターや各担当部門とともに、医療、介護等の多職種や民生・児童委員、まちづくり協議会、町内会などの地域関係者が協働して、高齢者や障がいのある人などの地域生活を包括的に捉え、地域課題の把握や地域づくり・資源開発を推進していきます。

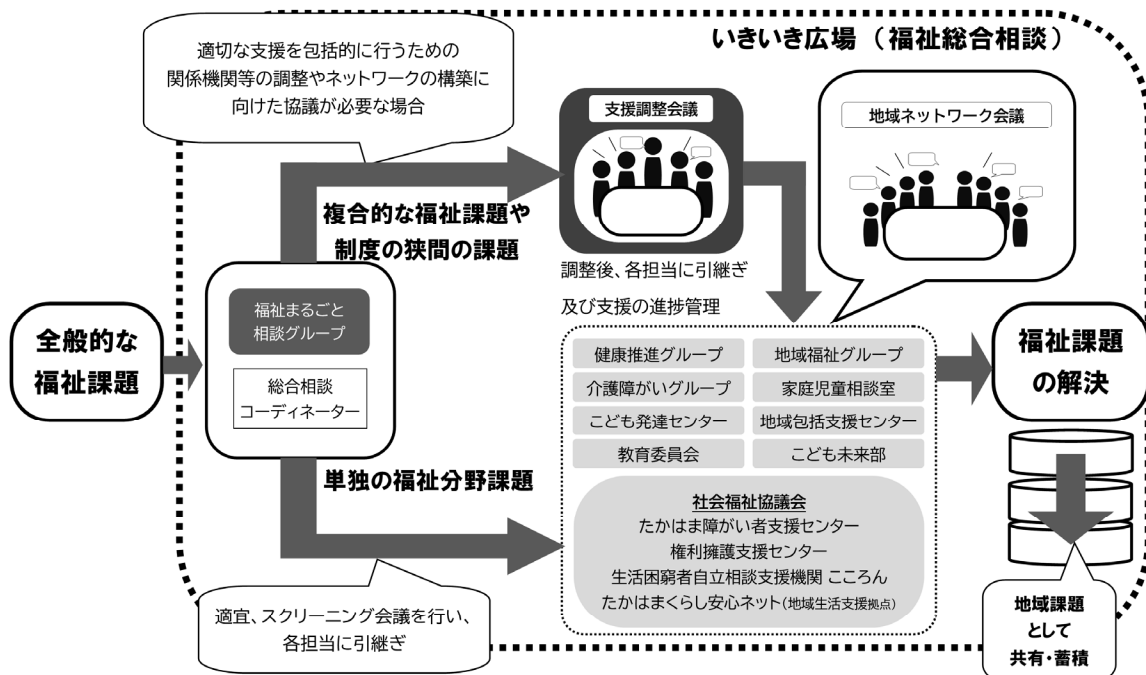
③ 支援調整会議（支援チーム）の強化 **重点施策**

認知症の親と障がいのある子どもの世帯のように支援が複数の分野にまたがる場合、世帯を包括的に支援できるよう、支援調整会議（支援チーム）の機能強化を図ります。

具体的には、支援調整会議を開催するとともに、当該事例が、専門職の関与を要する事例か、地域での支援が適切な事例かを判断する総合相談コーディネーター※を配置し、地域ネットワーク会議との連携のもと課題解決を図っていきます。

※総合相談コーディネーター：福祉の総合相談窓口となり、福祉課題を抱えた世帯の包括的な支援体制の構築をコーディネートする者。児童・高齢者・障がい者等といった区分などに関わらず、幅広い福祉援助概念・知識・方法・技術等についての基本的な専門性を備えている。

○ 支援チームによる福祉課題解決のイメージ



【社会福祉協議会の取組】

① 日常生活における困りごと対応力の強化 **重点施策**

社会福祉協議会職員は、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）※として、意識を持ち、地域と関わり、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

※コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：制度の狭間にある福祉課題など個別の課題に対応するとともに、地域の課題として共有する場を設け、地域の人材やサービス、住民同士の支え合い活動などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行う者。

【市民の取組】

- 自身の困りごとがあれば、相談支援機関へ相談しよう。
- 困った人から気軽に相談を受けられるよう、普段から気軽にあいさつを交わすなど近所のお付き合いを大切にしよう。
- 福祉総合相談窓口がいきいき広場にあることを広めよう。

2 支えあいと見守りの体制づくり

高浜市では、地域の課題を、地域の責任において自主的・主体的に解決していくために、必要な権限と財源を移譲する地域内分権を進めています。

その一環として、各小学校区の町内会や各種団体、住民が連携して、各種団体だけでは解決できない問題や課題について取り組み、まちづくりを進めるコミュニティ組織「まちづくり協議会」を設立しており、小学校区ごとに5つの団体（高浜南部、吉浜、翼、高取、高浜）が活動しています。

まちづくり協議会はそれぞれ地域計画を策定し、多世代交流の拠点の運営や日中独居高齢者の見守り、児童の登下校時の声かけ、または地域防災活動など、各地域固有の課題を解決するための活動を行っています。

また、見守りについては、まちづくり協議会の日中独居高齢者の見守りの他にも、次のような取組があります。

- 民生・児童委員、シルバー見守り推進員による独居高齢者見守り事業
- 新聞販売店による新聞取入状況や家屋状況等の変化による見守り、安否確認
- 搜索協力者（サポーター）へのメール配信により搜索協力してもらう認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業

複雑化・複合化が進む地域課題の解決を図り、真の地域共生社会を実現するために、住民同士の支えあいや見守りへの期待は大きく、今後、「たかはま版地域包括ケアシステム」においても、重要な役割を担うものとして、その活動を推進していきます。

具体的な取組や施策

【行政の取組】

① まちづくり協議会と協働した活動の推進 **重点施策**

市民が主体的に地域課題解決を目指し活動するまちづくり協議会を、「たかはま版地域包括ケアシステム」においても重要な役割を担う組織として位置付け、その運営・活動に必要な支援を行います。

また、社会福祉協議会に委託した生活支援体制整備事業を通じ、生活支援コーディネーター*が、まちづくり協議会の活動等に参加することによって、各地域に必要な生活支援サービスの開発等を支援していきます。

② 見守りネットワークの充実 **重点施策**

様々な地域資源によるネットワークが効率的かつ効果的に機能するよう、まちづくり協議会、見守りSOSネットワーク委員会、権利擁護支援システム推進委員会等において検討し、地域の実情に即した見守りのネットワークの充実を図っていきます。

※生活支援コーディネーター：地域の高齢者が困っていることを「見える化」し、既存のサービスに繋げたり、サービスの開発を行ったりする者

【社会福祉協議会の取組】

① 生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の構築 **重点施策**

市から受託した生活支援体制整備事業を通じ、生活支援コーディネーターを配置し、地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取組を進めます。

生活支援コーディネーターが、まちづくり協議会など多様な団体と連携しながら、小学校区ごとに集いの場（協議体）を設置し、地域の課題解決に向けた取組を進めていきます。また、生活支援の担い手の養成やサービス開発に取り組むとともに、住民主体の通いの場の実施・運営にかかる調整等を行っていきます。

【市民の取組】

- ごみ出しの機会などを通して、地域の人を知ろう。
- 地域で困っている人がいれば気にかけて、声をかけてみよう。そして、できる範囲でお手伝いをしよう。
- まちづくり協議会や地域の活動に関心を持って、参加してみよう。

3 サービスを適切に利用できるしくみづくり



「たかはま版地域包括ケアシステム」とは、言い換えれば、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためのネットワークや仕組みです。

したがって、その充実を図っていく中で、年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関わりなく誰もが一人ひとりの生涯を通じて、その成長や状態の変化に応じながら、各ライフステージの狭間においても適切な支援が受けられるとともに、一人ひとりの権利が尊重されるような体制を整えます。

同時に、介護保険や障がい福祉サービス、子ども・子育て支援のサービスはもとより、市独自のサービスや住民主体のインフォーマルサービスなど必要なサービスの確保に努め、その質の向上を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめ非常時においてもできる限り安定したサービス提供ができるよう体制の整備を進めます。

具体的な取組や施策

【行政の取組】

① ニーズに応じた福祉施策の展開

市民のニーズに応じたきめ細やかな福祉施策を進めるため、複数の分野にわたる場合でも関係部署が互いに連携し、一体となって解決に向け取り組んでいきます。

また、把握したニーズや課題に対応するため、事業化が必要なものについては分野別の計画に反映していきます。

② サービスの量の確保

市が行っている様々な福祉サービスについて、積極的に民間活力の導入を図っていきます。また、サービス提供事業者との情報交換を密にし、不足しているサービス等への参入促進を図ります。

③ サービスの質の確保

良質なサービスが適切に提供されるようサービス提供事業者およびケアマネジャーの指導・監督に努めていきます。

また、介護保険審議会および人にやさしい街づくり及び障害者施策審

議会においてサービスに関する苦情や第三者評価について審議するとともに、審議結果に基づき対応していきます。

④ 権利擁護の推進

判断能力が十分でない人が福祉サービス等の利用にあたって不利益を被ることがないように成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図ります。

⑤ 感染症対策の充実

サービス提供事業所等と連携のもと、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症に対する研修の実施等を検討します。また、関係機関等と連携した協力体制の整備を進めます。

【社会福祉協議会の取組】

① 権利擁護の充実

市から受託した権利擁護支援センターにおいて、複雑化・複合化する相談等に対し、権利擁護に関する全体のマネジメント機能や専門的支援機関としての役割を持ち、関係機関との調整を行います。

また、地域の権利擁護の理解を深めるため、成年後見制度やその他の権利擁護の支援について周知・啓発を行います。

【市民の取組】

- “あったらいいな”と思えるものについて考えるなど、高浜市の将来について関心を持つ。
- 市の広報誌、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、回覧板などで、支援が必要になった時、どんな行政サービスがあるか把握しよう。
- 年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関わりなく、一人ひとりの権利を尊重しよう。

4 情報が入手しやすいしくみづくり

公的な福祉サービスや住民主体の生活支援サービスなどを必要とする人が、地域で安心して生活を送るためには、自分でサービスを選択し、自分に合ったサービスを受けることができるよう情報を入手しやすくする必要があります。

高浜市では、広報紙やホームページ、SNSなどの媒体を通じて介護・福祉サービス等に関する情報はもとより、地域活動についても発信しています。

また、専門多職種間の情報共有については、病院・診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーション、ケアマネジャー、介護保険サービス提供事業所、地域包括支援センター等が相互に情報共有をしながら支援にあたるよう、ICTを活用した「えんjoyネット高浜」を構築し、運用しています。

今後も、住民、事業者等が必要な時に必要な情報を入手できるよう情報提供の充実を図るとともに、柔軟な情報提供体制づくりを進めます。

具体的な取組や施策

【行政の取組】

① 情報提供の充実

広報紙、ホームページ、SNSなどを通して情報提供を行うとともに、各種パンフレットなどの設置について公共施設に加え、店舗や公共交通機関にも協力を要請し、身近な場所で情報が得られるよう工夫していきます。また、制度やサービス利用の複雑な情報について、イラストなどを用いるなど、わかりやすく伝える工夫をしていきます。

② 人を介した情報提供の充実

福祉サービスに関する情報を伝えるにあたっては、情報媒体だけでなく、人を介した伝達の有効性を考慮し、地域のイベントや地域団体を通じた人を介する情報提供の充実に努めます。

また、学生など若者を講師として高齢者対象のスマートフォン教室を開催するなど情報機器(ハード)を活用した世代間のつながりづくり(ソフト)を進めていきます。

③ 多様な方法による情報提供の推進

誰でも様々な情報を入手でき、意思疎通が図れるよう、手話言語の普及のための取組を推進します。また、障がいの有無に限らず、外国籍住民ややさしい日本語が必要な人が、その特性に応じたコミュニケーション手段を選択することができる環境づくりを進めていきます。

④ 専門多職種間の情報共有の促進

誰もが安心して在宅生活を送れるよう、ICTを活用した「えんjoy ネット高浜」について、関係する多様な専門職等の利用を促進します。

【社会福祉協議会の取組】

① 情報提供の充実

社会福祉協議会が事業者として提供する介護・福祉サービス、住民主体のインフォーマルサービスなど福祉サービスに関する情報全般を整理し、社協だより「ふくし」およびホームページを通じて提供します。

また、地域で積極的に取り組むボランティアの地域活動等を様々な情報媒体や機会を通じて発信していきます。

【市民の取組】

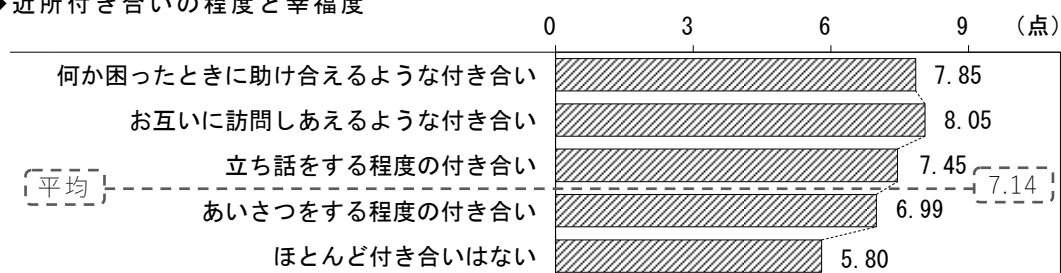
- 市の広報誌、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、回覧板など様々な方法を活用して、地域や生活に必要な情報を集めよう。
- 自分の生活の場に関わる人たちと情報を共有しよう。
- まちづくり協議会や町内会などの取組や活動に参加して、必要な情報を得よう。

Ⅱ 社会参加のしくみづくり

高浜市が令和元年に実施した「こころの健康に関する市民意識調査」において「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、現在、どの程度幸せかたずねたところ、平均7.14点という結果が出ました。これを近所付き合いの程度ごとにみたところ、「何か困ったときに助け合えるような付き合い」や「お互いに訪問しあえるような付き合い」は8点前後と高い点数であったのに対し、「ほとんど付き合いはない」は5.80点と平均より1.34点低くなっていました。

このように、地域とのつながりと幸福度には相関関係があり、社会参加をしている人ほどしあわせであると言えます。

◆近所付き合いの程度と幸福度



資料：こころの健康に関する市民意識調査（令和元年）

高浜市では、高齢者や障がいのある人の生きがい活動など社会参加を促すための支援の充実を図ってきました。

しかし、地域には、「生きづらさ」を感じている人がいます。心身や経済的な状況、生活環境の変化などにより、ひきこもったり、社会とのつながりが弱くなったりした人が増えています。こうした人が、地域で孤立することなく、安心して支援を受けられ、持てる力を発揮して活躍できるよう「社会参加のしくみづくり」を進めていきます。

1 参加支援のつながりづくり

地域には、複合的な困りごとを抱える世帯、既存の制度の狭間にあることで支援を受けられない人、自分から助けを求められない人など、社会的につながりが弱かったり、経済的に困っていたり、様々な課題を抱えた支援を必要とする人がいます。

こうした人や世帯を適切な支援に結びつけるため、地域とサービス事業者や専門職を結びつける仕組みづくりが必要です。

高浜市では、生活支援・介護予防サービスの体制整備として、市が中心となって、地域住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO法人、社会福祉法人、市社会福祉協議会、まちづくり協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体によるサービスの提供体制を構築し、地域の支えあいの体制づくりを推進しています。

今後も、ニーズに対応した新たな社会資源を開発するとともに、多様なニーズと社会資源を結びつけるコーディネート機能を充実することで、誰もが社会とつながり、社会参加できるよう支援します。

具体的な取組や施策

【行政の取組】

① 地域共生の理念の普及

すべての市民が、地域の課題について自分のこととして向きあう必要があることを理解するよう、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域で共につくっていく「地域共生」の理念を、様々な機会を利用して周知していきます。

② 社会参加支援の充実 **重点施策**

ひきこもりなど複雑で複合的な生活課題を抱えているにもかかわらず必要な支援を受けていない人に対して、アウトリーチ支援を行い、地域住民や関係機関と連携し、本人に寄り添いながらつながり続ける伴走型支援を行います。

また、本人と信頼関係ができ、支援の同意が得られた場合は専門多職種が連携・協働して支援をしていきます。

③ 地域資源の調整と地域の支えあい体制づくり

生活支援コーディネーターを中心に、様々な地域資源を調整し、地域の支えあい体制づくりを進めます。

④ 障がいのある人などの地域活動支援の充実

NPO法人やまちづくり協議会など地域組織が実施する活動に、障がいのある人が参加し、担い手として積極的に関わられるよう、関係職員の派遣や関連団体との調整支援を行っていきます。

⑤ 若年性認知症の人の社会参加支援の充実

若年性認知症の人の社会参加を支援するために、若年性認知症支援コーディネーターをはじめとした、各種関係機関との連携を強化し、就労支援も含めた、地域活動や社会参加の支援を強化します。

⑥ 民間企業等の地域貢献と地域福祉活動との調整

地域を構成する一員であり、重要な社会資源である民間企業等との連携を強化し、その地域貢献の取組と地域における福祉活動とのマッチングを行う仕組みづくりを検討していきます。

⑦ 手話言語の普及

コミュニケーション障がいのある人の社会参加を促進するため、手話を言語として位置付け、その普及と理解の促進に努めます。

⑧ 「やさしい日本語」※の普及

日本語能力が十分でない外国籍住民をはじめ、誰にでも理解しやすい「やさしい日本語」の普及を推進します。

※「やさしい日本語」：簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、誰にでもわかりやすくした日本語のこと。外国籍住民に災害情報を迅速かつ正確に伝えるために弘前大学社会言語学研究室で考案されたものだが、子ども、高齢者、障がいのある人などにとっても分かりやすいコミュニケーション手段として注目されている。その普及のため出入国在留管理庁と文化庁が「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成している。

⑨ 外国籍住民が生活ルール等を学ぶ機会の充実

外国籍住民が生活していくために必要な日本語やルール等を学ぶ機会を充実します。また、市民にも外国籍住民のことをよく知ってもらうため、簡単な外国語を学ぶ機会を設けることで、あいさつをはじめとしたコミュニケーションを生み出し、お互いのつながりを創出します。

⑩ 外国籍住民への参加支援の充実

外国籍住民が主体的にまちづくり活動に関わることができるよう、外国籍住民へのまちづくりに関する情報提供と参加促進に努めます。

また、外国籍住民と地域をつなぐ人材を育成するとともに、人と人をつなぐネットワークを構築します。

⑪ 社会復帰をめざす人への支援の充実

犯罪や非行から立ち直ろうとしている人が、地域で孤立することなく社会復帰ができるよう、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、再犯防止への関心と理解を深めるための啓発を行います。

また、更生保護に携わる保護司や更生保護女性会の活動を支援するとともに、医療・福祉関係機関、就労支援機関等と連携し、必要な支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止につなげます。

⑫ 利用しやすい移動手段の検討

自動車の運転ができない人や移動に困難を感じている人の把握に努め、コミュニティバスの活用も含め、誰もが利用しやすい移動手段について検討します。

【社会福祉協議会の取組】

① イベントを通じた相互理解の促進

「わくわくフェスティバル」「ボッチャ競技大会」などのイベントを開催し、子どもから高齢者、障がいのある人、福祉関係団体、福祉サービス提供事業者など、市民同士の交流を通じて相互の理解促進と「地域共生」の理念の普及を図っていきます。

② コミュニケーション支援の充実 **重点施策**

手話言語の普及について、市と連携して進めるとともに、絵カードを用いた代替・拡大コミュニケーションの手法PECS（ペクス）の普及に向けて、勉強会等を実施します。

【市民の取組】

- 高齢になっても社会と関わっていけるよう、若いうちからまちづくり協議会や町内会などの活動に積極的に参加しよう。
- 様々なイベントや取組に参加し、いろいろな人と出会い、親しくなり、お互い理解し合えるようにしよう。
- 外国籍住民や子ども、障がいのある人にもわかるよう、「やさしい日本語」で話しかけよう。
- 手話や簡単な外国語などであいさつができるようにしよう。

2 活躍の場づくり

高浜市では、年齢、障がいの有無、国籍などに関わりなく、誰もが働くことや地域活動を通じて役立ち感や生きがいを感じながら地域の活性化に貢献できるまちづくりを進めてきました。

定年退職後の高齢者については、その能力を活かした社会参加の場である高浜市シルバー人材センターとの連携、いきいきクラブ（老人クラブ）の活動への支援、介護予防拠点の高齢者による運営管理などを行ってきました。

また、障がいのある人については、高浜市総合サービスで一定期間、就労し、そこでの経験を一般就労へ活かす「チャレンジ雇用」の実施など地域において持てる能力を活かしながら活動できるよう支援してきました。

今後も、様々な地域資源との連携を通じて、すべての人がいきいき活躍できる仕組みづくりを進めていきます。それに加え、多様なニーズに対応した福祉事業の創出などによって、地域が賑わい、地域経済が活性化する地域循環型福祉経済の仕組みづくりに取り組んでいきます。

具体的な取組や施策

【行政の取組】

① 高齢者や障がいのある人の地域活動支援 **重点施策**

高齢者や障がいのある人が、地域において企画運営に関わりながら参加できる活動の場づくりを進めていきます。

また、地域活動の担い手として活躍できる機会や場所についての情報を提供していきます。

② 広い分野での高齢者の活躍支援

介護予防事業など地域における保健福祉事業の展開にあたって、高齢者の協力を得ていくとともに、子どもの登下校時の声かけ、一人暮らし高齢者の見守りといった福祉活動に限らず、環境保全、観光など幅広い分野での高齢者によるボランティア活動を促進します。

③ 障がいのある人の就労に関する理解促進

誰もが地域を支える担い手であるという地域共生の考え方に基づき、

障がいのある人の就労機会の拡大と安定が図られるよう、市内企業等に対して障がいのある人の一般就労への理解を求めます。

④ 福祉と異分野の連携による活躍の場の創出 **重点施策**

福祉と農業をはじめとする異分野の連携により、支えられる側から支える側へと活躍の場を創出していきます。

特に、身体や精神に障がいのある人が、高齢化している農業現場での貴重な働き手として社会参画する「農福連携」を推進し、自信や生きがいの創出、生活の質の向上につなげます。

【社会福祉協議会の取組】

① 障がいのある人への就労支援 **重点施策**

たかはま障がい者支援センターの活動を通じて、働くことを希望する障がいのある人への情報提供、就労支援、就労定着支援を行うとともに、多様な就労ニーズに対応できる体制を整えます。

② 生活困窮者への自立支援

たかはま自立相談支援センターこころんの活動を通じて、生活困窮により困りごとや不安を抱えている人（世帯）の自立に向けた支援を行います。

【市民の取組】

○定年退職後は、これまで職場などで培ってきた能力や技術を地域活動の中で活かそう。

○いろいろな分野で活躍できる人を見つけ、求めている人につなげよう。

○地域活動をSNSで発信し、情報を求めている人に届けよう。

3 交流の拠点づくり

障がいのある人、認知症の人、一人暮らし高齢者などの社会参加を困難にしているのは、物理的な障壁とともに心の壁が大きな要因と言えます。この壁を取り除き、すべての市民が、“大家族”として共に生活できる環境を整える必要があります。

そのために、誰もが相互理解を深められるよう、市内にある様々な施設や健康自生地を活用して交流の場や機会の創出に努めてきました。

今後も、地域の身近な場所で、地域住民の誰もが気軽に交流できるよう、既存施設などを活用しながら地域の特性に応じて柔軟な拠点づくりを進めていきます。

また、誰もが地域活動をはじめ様々な活動に、楽しみながら参加できるよう、子どもから大人まで、ライフステージに応じた安心の居場所づくりを、まちづくり協議会など地域組織、福祉関係団体、民間企業、行政等が協働して進めていきます。

具体的な取組や施策

【行政の取組】

① 世代間交流の推進

世代を超えて地域住民が交流することで、それぞれの知識や経験が交換され、相互理解が深まることで「つながり」が生まれます。世代間交流などの機会を拡充することにより、地域における世代を越えた関係づくりを進めます。また、こうした交流活動を地域課題の共有の場としていきます。

② 住民主体の通いの場の充実

「通いの場」など地域住民が主体的に行う活動が、より多くの地域に広まり、多くの市民の参加が得られるよう、地域への働きかけ、立ち上げのための情報・ノウハウの提供等の支援を行います。

「通いの場」の創出にあたっては、まちづくり協議会や健康自生地などの地域資源を、担い手として位置づけ、その活動を支援していきます。

特に、健康自生地は、地域の高齢者が担い手となり、長年の経験や培ったスキルを活かした、誰もが気軽に参加できる居場所であるため、高

齢者が自宅から歩いて行ける距離に数多く創出できるよう働きかけます。

③ 地域における居場所の活用・運営

これまで活用されていなかった空き家など地域資源や健康自生地を、高齢者や障がいのある人の居場所、地域住民との交流の場として有効に活用することを検討します。

また、まちづくり協議会など住民主体の地域組織が、地域の実情に応じた運営ができるよう支援していきます。

④ ボッチャを通じた交流の促進

「ボッチャ」を通じ、障がいの有無に関わらず、地域住民同士の交流ができるよう、出前講座や大会の実施など普及活動を行います。

※ボッチャ：ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、他のボールをいかに近づけるかを競うスポーツ。パラリンピックの正式競技として採用されている。

⑤ 多文化共生の実現に向けた交流・学習機会の充実

相互理解や多文化共生についての理解を深めるための交流機会や学習機会を充実します。

⑥ 住民主体の認知症カフェの設置・運営の支援

認知症の人と家族、地域住民、専門職等が気軽に集まり、交流できる認知症カフェの設置・運営を、地域において住民主体で展開できるように、関係機関と協議していきます。

【社会福祉協議会の取組】

① 地域共生型福祉施設における交流の充実

地域共生型福祉施設「あっぱ」において、子どもから高齢者まで多世代交流、障がいのある人とない人の交流、認知症のある人と地域の人の交流など、様々な枠組みを超えた交流機会の創出に努めます。

【市民の取組】

- 地域、学校、幼稚園、保育園の行事などに積極的に参加して、多くの人と交流しよう。
- 障がいの有無に関係なく誰もが楽しめるボッチャなどに参加しよう。
- 交流拠点の活動に参加してみよう。できることがあったらお手伝いしてみよう。

Ⅲ 支えあいの地域づくり

高浜市では、小学校区を単位として地域団体や住民の連携でまちづくりを進める「まちづくり協議会」や、各種ボランティア団体、民生・児童委員がそれぞれ活発に活動しており、住民主体のまちづくりが進められてきました。

しかし、活動している人たちの高齢化や固定化が進み、担い手の不足が活動に支障を来してきています。

地域住民の誰もが地域の課題を自分のこととして考え、行動できるよう、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わりなく、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、つながり、助けあう地域づくりを進めていきます。

1 地域の担い手づくり



新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人と人との距離は遠くなり、つながりは希薄化し、経済的困窮や差別、社会的孤立などの問題がより深刻化しています。こうした状況であるからこそ、住民同士で支えあう地域共生社会の実現を早急に進める必要があり、そのために地域で活動する担い手の確保・育成が重要な課題となっています。

高浜市では、社会福祉協議会との連携のもと、小中学校における福祉教育やボランティア活動のきっかけづくりを進めてきました。また、住民主体のサービスを提供する人材育成のための養成講座などを実施してきました。

今後も、研修や養成講座などを充実することで即戦力となる人材を育成していくとともに、市民一人ひとりの自発的な活動が、地域課題の解決につながるよう、中長期的な視点での人づくりにも取り組んでいきます。

また、定年退職をした人などが、これまで職場で培ってきた能力や技術を地域のために発揮できる地域貢献活動の仕組みづくり・場づくりを充実させていきます。

具体的な取組や施策

【行政の取組】

① 地域ボランティアの促進

地域住民の知識や経験を活かせるボランティア活動の魅力を積極的に発信し、担い手の発掘・養成に取り組みます。

② 地域活動の担い手支援 **重点施策**

高齢化の進展や経済状況の変化などにより、地域活動の担い手が不足しています。地域住民等が自分たちの住んでいる地域の課題に対する関心を高めることや、住民同士の支えあいをはじめ地域の主体的な取組を支援していきます。

③ 町内会の加入促進

町内会等の地縁活動は住民同士の支えあいの基本となります。町内会の目的・意義などをPRするとともに、町内会活動についても、より住民に必要とされ、かつ負担感を軽減できるよう町内会と一緒に検討していきます。

④ 若い世代の主体的な取組を応援できる仕組みづくり

若い世代のちょっとした挑戦を応援できる仕組みの構築等、既存の支援制度を見直し、より効果的な支援を行います。

⑤ 地域デビューのきっかけづくり

定年延長などの影響で、地域に関わる年齢が高齢化する中、働きながらも地域デビューできるきっかけづくりや意識啓発を行います。

⑥ 学校における福祉意識の醸成

小中学校における総合的な学習の時間等において、福祉をテーマに取り上げ、児童・生徒の地域福祉に関する意識を高めていきます。

⑦ 介護・福祉人材の確保・育成 **重点施策**

勤務条件・給与、仕事内容の難しさなど介護・福祉職のマイナスイメ

ージを払拭して、仕事本来の魅力が正しく認識されるよう、主に若い世代を対象に介護・福祉職の魅力のPR活動を行います。

さらに、AIやロボット等先端技術を活用した、ソフトとハードが相まった魅力ある介護現場の姿を知ってもらうなど、工夫を凝らしたPRを行います。

⑧ 子育て・子育てを支える人材の発掘

子育て・子育てを支える人材の発掘と、様々な人材が子育て・子育てに関わる環境の創出に取り組みます。

⑨ 認知症サポーターの養成と活動の場づくり

認知症について理解し、地域で認知症の人とその家族を見守っていく認知症サポーターを養成します。市民が「キャラバン・メイト」として講師役を務めることで、この活動を地域に広げていきます。

⑩ ゲートキーパー※研修の充実

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成講座を開催し、身近な地域での気づきやつなぎ役の育成を推進します。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人。

⑪ いきいき健康マイレージの充実

ボランティア活動の実績を評価した上でポイントを付与し、そのポイントに応じた商品を付与する「いきいき健康マイレージ」を、より多くの市民が利用するよう普及に努めます。

⑫ 新たな財源に関する検討

ボランティア団体をはじめとする地域の担い手に対し継続的な活動ができるよう、税や公的な制度の保険料などに頼らないクラウドファンディングなどによる財源確保の方策を検討します。

【社会福祉協議会の取組】

① ボランティアセンターの充実

ボランティアを「してほしい人」と「したい人」が情報を共有して、需給調整が効果的に行われるようにボランティアセンターの機能を充実させ、地域の実情に応じたボランティア活動が展開されるよう支援します。また、市民一人ひとりに合った活動につなげるため、コーディネート機能の充実を図ります。

② ボランティア活動の「見える化」の推進

ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、社協だよりとホームページのボランティア情報コーナー「てとてとて」の充実を図り、ボランティア活動の「見える化」を推進します。

③ ボランティア養成講座の充実

ボランティア養成講座の内容充実を図るとともに、市民のボランティアに対する関心を高め、活動に結びつけられるよう、目的や対象者に合わせたボランティア講座を開催するなどボランティア育成の充実を図ります。

④ 福祉教育の充実

地域組織、障がいのある人など、様々な人と連携し、子どもたちが福祉の現場を肌で感じられるような福祉教育を行うとともに、体験や交流活動を通して福祉の心を育てることを目的に、福祉協力校への助成を実施していきます。

また、中学校における福祉教育プログラム作りの支援を行っていきます。

⑤ ふれあいサービスの充実 **重点施策**

介護、家事、子育てなど地域住民の困りごとを相互扶助で解決する有償ボランティア「ふれあいサービス」が、より充実するよう、新たな協力会員の発掘、活動しやすい環境づくり、スキルアップの機会づくりに取り組んでいきます。

⑥ 地域福祉クラウドファンディングの研究

地域の実情に合った事業等が展開できるよう、市と連携を図りながら、福祉クラウドファンディングの実施について研究します。

【市民の取組】

- 職場などで培ってきた技術や経験を地域での活動に役立てよう。
- 親子で参加できる行事をきっかけとして、若い世代での地域づくり活動につなげよう。
- 自分に興味のある分野、得意な分野で楽しくボランティアに取り組もう。

2 安全・安心のまちづくり

私たちの想像を超えた自然災害が各地で発生する中、高浜市においても南海トラフ地震など大規模災害に対する不安は大きくなっています。

現在、高浜市では、すべての市民の生命が守られ、安全・安心に暮らせるまちづくりのため＜防災・防犯の意識が高いまちづくりを目指します＞を総合計画の目標の一つとして掲げています。

誰もが、地域で安心して暮らしていくために、普段から一人ひとりが自分たちの住むちは自分たちが守るという意識を持てるような防災知識の普及・啓発はもとより、地域住民同士の助けあいを基本とした災害時に避難行動が困難な人への対策の確立や避難所の機能強化など、市民と行政の連携による体制の充実を図ります。

具体的な取組や施策

【行政の取組】

- ① 要支援者の実態把握と地域の助けあいのための仕組みづくり **重点施策**
災害時等、もしもの時に備えて、要支援者の実態把握を継続的に行い、地域の助けあいのための仕組み・関係づくりに取り組みます。
- ② 防災における「自助」「共助」の取組の推進
市民が「自助」の重要性を認識し、災害時に備えてマイ・タイムライン（避難行動計画）を作成するよう取り組むとともに、地域においては「共助」の重要性が認識されるよう取り組みます。
- ③ 自主防災組織の充実
災害が起きた際、避難所の運営など市民と行政の協働により、自主防災組織の充実を図るとともに、地域の防災リーダー養成を推進します。
- ④ 避難所における要配慮者受け入れ体制の充実
要配慮者に対応した福祉避難所については、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる環境を、当該施設に協力を求めながら整えていきます。また、配慮を要する人が、それぞれ避難所等において必要とする物品、薬品等を普段から自主的に備蓄するよう

周知・啓発を行います。

⑤ 福祉避難所の開設訓練の実施

福祉避難所として市と協定を結んだ施設について、災害発生時に円滑に開設・運営できるよう、定期的な開設訓練の実施を検討します。

⑥ 避難行動要支援者の避難訓練の実施 **重点施策**

各地域において避難行動要支援者が参加でき、避難に関する訓練ができる防災訓練の実施を検討するとともに、避難行動要支援者自身の訓練参加を促進します。

⑦ 災害時の通訳支援の仕組みづくり

災害時における外国籍住民への情報提供としては、愛知県災害多言語支援センターによる通訳支援が利用できますが、市内において迅速かつ的確な対応ができるよう、高浜市多文化共生コミュニティセンターと連携し、支援の仕組みを構築します。

⑧ 地域安全活動の充実

地域での声かけ運動、プライバシーに配慮した緊急連絡網の整備・活用などにより地域の安全活動を支援します。また、高齢者や障がいのある人が悪質商法等の被害に遭わないように、本人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供していきます。

⑨ 地域ぐるみの子どもの見守り

子どもが巻き込まれる事故や犯罪を防止するため、地域で行われる見守り活動等を支援していきます。

【社会福祉協議会の取組】

① 災害ボランティアセンターの充実 **重点施策**

災害ボランティアセンターの運営が円滑にできるよう、人材養成や仕組みの充実を図るとともに、大規模災害に備え、設置運営訓練を実施します。

【市民の取組】

- まちづくり協議会や町内会などの防災・防犯に関する取組に積極的に参加しよう。
- 災害時には、高齢者、障がいのある人、小さな子どもやその親、外国籍住民などに気を配り、必要な手助けをしよう。
- 登下校の子どもの見守りへの参加など、子どもの安全確保に努めよう

3 地域を知るきっかけづくり

地域の担い手を育てるためには、誰もが自分の住んでいる地域に愛着を感じ、そこに住む人がお互いを知ることが大切です。

高浜市では、広報紙やホームページ、SNSなどの媒体を通じてまちの情報を積極的に発信しています。

また、「市誌を読む会」など高浜市の歴史や文化を市民が学び、語りあう場を設けたり、市制50周年を記念して様々な企画を実施したり、まちへの関心を高める取組を行っています。

今後も、まちの情報をわかりやすく発信するとともに、確実に届く環境を整えていきます。更に、高浜市を応援したくなるよう、市民と行政の協働により、まちの魅力自体を高めていきます。

具体的な取組や施策

【行政の取組】

① まちの魅力・自慢の掘り起こし

様々な角度からまちの魅力や自慢（歴史・文化・伝統・産業・景観等）を見る・聴く・触れる機会を設けるとともに、伝統・文化を守り、育む活動を進めます。

また、新編高浜市誌「高浜市のあゆみ」に掲載しきれなかった先人たちの足跡等について調査を継続し、後世へ伝え、人づくり・まちづくりに活かします。

② コミュニティ活動への参画促進

町内会やまちづくり協議会活動、企業の地域貢献活動などを積極的に発信していくことで、コミュニティ活動への参画促進を支援します。

また、コミュニティ活動へ参画しやすくなるよう、自分のできることを活かせる講座などを実施します。

③ 情報のプラットフォームの構築

高浜市の情報はここを見ればわかるという情報のプラットフォームを整備します。

④ まちの魅力を再発見できるきっかけづくり

地域資源の可能性を研究し、さらに磨き上げるとともに、新たな地域資源、魅力の発掘・開発に取り組みます。

また、市民が高浜市（ふるさと）の良さを再発見できるきっかけをつくります。

【社会福祉協議会の取組】

① 強みを生かした地域づくり支援

生活支援コーディネーターが、まちづくり協議会など地域の多様な主体と関わる中で、地域の強みを発見し、その強みを生かして、地域の担い手育成や地域独自のサービス創出に取り組みます。

② 地域情報の発信

地域福祉活動の支援や各ボランティア団体の活動支援を通じて得た、地域の魅力や新たな地域資源に関する情報を、社協だよりやホームページにおいて発信します。

【市民の取組】

- 自分の住んでいる地域に関心を持ち、まちづくり協議会や町内会などの行事に積極的に参加しよう。
- 伝統や文化を大切にするため、地域をよく知る人から話を聞き伝えよう。
- 市内をゆっくり歩いて、高浜の魅力を再発見しよう。
- 地域の魅力をSNSで発信して、たくさんの人とつながろう。

4 すこやかに暮らせるやさしいまちづくり

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛などの影響により、フレイル（虚弱）の進行による身体や脳の機能の低下や、身体活動量の低下による生活習慣病等の発症など、要介護のリスクが高まっています。こうした状況に対応できるよう、市民一人ひとりの健康づくりとそれを支える環境づくりに地域社会全体で取り組んでいくことが必要です。

高浜市では、希望する高齢者にホコタッチ（活動量計）※を配付して外出を促すとともに、誰もが気軽に出かけて行って活動する健康自生地を市内各所に設け、生涯現役のまちづくりを進めています。また、健康づくりに関する取組がポイント化され協力店などで使用できる「たかはま健康チャレンジ事業」などを実施し、個人の健康づくりを市全体で支えています。

今後も、行政をはじめ、保健医療機関、教育機関、企業、ボランティア団体等の健康に関する関係者の連携によって個人が健康づくりに取り組みやすい環境を整えていきます。

※ホコタッチ：身に付けることで歩行速度や歩数などがわかり、消費カロリーや歩行生活年齢等の評価を確認することができる歩行計。各健康自生地で読み取り機にタッチすると、訪問ポイントが付与される。

具体的な取組や施策

【行政の取組】

① 健康たかはま21の推進

個人の健康づくりを市全体で支援するために、関係機関と連携しながら健康たかはま21を推進していきます。

② たかはま健康チャレンジの充実

健康について無関心な若い世代も含め、全ての市民が楽しみながら健康づくりに取り組み、各種健康診査の受診、健康教室等への参加、ボランティア活動への参加、毎日の歩行数の増加などの行動変容につながるよう「たかはま健康チャレンジ」の充実を図ります。

③ 健康づくりの地域展開

健康づくり推進委員やまちづくり協議会等と協力し、市民の健康づくりを支援します。

④ 健康づくりに関する情報の発信

地域における通いの場、健康づくりのイベントなどに関する情報を効果的に提供していきます。

⑤ フレイル・認知症予防の推進

健康づくり活動や地域との交流を通して生活の不活発を予防し、フレイル*とならないよう、健康自生地の活動支援や高齢者の外出支援などを行います。また、国立長寿医療研究センターと協力し、効果的なフレイル・認知症予防体制の構築を進めます。

※フレイル：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態。

⑥ 在宅医療と福祉・介護連携の推進

在宅医療と福祉・介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療機関と介護サービス提供事業者が連携し、多職種協働により、在宅医療と福祉・介護を一体的に提供できる体制を構築します。

【社会福祉協議会の取組】

① 在宅生活の継続を支援するサービス提供

介護保険および障がい福祉サービスの提供にあたって、利用者の医療的ニーズにもできる限り対応できるよう医療機関との連携を強化し、在宅生活の可能性を高めていきます。

【市民の取組】

- 子どもの頃から自分の健康に関心を持ち、予防の意識を高め、健康づくりに取り組もう。
- 「健康自生地」を活用して、楽しみながら健康づくりに取り組もう。
- 食育を学び、予防の意識を高めよう。
- 認知症サポーター養成講座に参加し、認知症の人を支援しよう。
- ゲートキーパー養成研修に参加し、生きる支援に取り組ましよう。

第 5 章

計画の推進

I 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の促進

地域福祉を推進するのは高浜市民一人ひとりです。

地域の課題解決にあたっては、市民が自らの手で解決できることは自ら行う「自助」と、地域住民同士の支えあいでの解決を図る「共助」の2つの考え方が基本となります。

市や社会福祉協議会の役割は、「自助」と「共助」を支援することであり、「大家族」の一員として、市民とともに地域課題を解決する「つながり」や仕組みをつくることです。

一人ひとりの市民が持てる力を出し合って重層的で大きく強い支え合いの輪をつくるのが地域福祉の目的であり、「協働」を更に一歩進めた「共創」のまちづくりにつながります。

高浜市の地域福祉を推進するための指針である本計画の推進主体は、地域住民、各種団体、福祉関係者、企業、学校、社会福祉協議会、市などをすべて包含した「市民」であり、異なる視点や価値観のもと、互いに連携して「人と想いが つなぐ つながる しあわせなまち」を創り出していきます。

2 庁内の推進体制

本計画は、福祉はもとより、保健、まちづくり、教育、防災・防犯、生活環境など様々な分野にわたっています。このため、地域福祉グループが中心となり、庁内関係部署や関係機関が相互に連携して施策を推進していきます。

3 市と社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で、地域福祉の中心的な担い手として位置付けられており、その事業や活動を通じて、高浜市の地域福祉活動を推進してきました。こうした背景のもと、本計画は、市と社会福祉協議会が協働で策定しており、今後も、市と社会福祉協議会との連携を一層強化し、ともに地域共生社会の実現を目指していきます。

4 多様な連携の促進

本計画の推進にあたってはくつながらり（連携）が最も重要な要素となります。

市民一人ひとり、町内会、まちづくり協議会、民生・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体・NPO、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、市など多種多様な主体が、それぞれの役割を自覚し、つながることで、より一層大きな力を生み出します。市民一人ひとりの自立が地域社会を支え、地域社会が市民一人ひとりの自立を支える。連携し協働する力強い地域社会の構築を目指し、市と社会福祉協議会が中心となって団体と団体、団体と個人、個人と個人の連携を促進します。

II 計画の進捗管理

計画の進捗状況を客観的に把握し、評価するために、第7次高浜市総合計画の進行管理における基本計画に掲げた目標の達成度合いや、まちづくり指標の現状値を測定するために実施する「市民意識調査」を活用して進捗管理を行っていきます。

また、本計画は、単純に数値では表すことのできない市民の意識の向上や行動の変化を内容としているため、できる限り市民の生の声を聴く機会を設けます。

計画を1年間推進した後、令和6年度から年度ごとに上記の方法で進捗状況をチェックするとともに、令和10年度には総括的な評価を行います。

第 6 章

資 料 編

I 地域福祉計画策定委員会

1 設置要綱

○高浜市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、高齢者や障害者をはじめとしたすべての市民が長年住み慣れた地域で人間らしい生活を送れるための仕組みづくりとしての計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、高浜市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に関し必要な調査検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民（次号から第4号までに掲げる者を除く。）
- (2) 学識経験者
- (3) 社会福祉施設関係者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者

3 市長は、前項第1号の委員を委嘱するに当たっては、できる限り市民各層の幅広い意見が反映されるよう公募その他の適切な方法によって委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月28日から施行する。

2 委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	野口 定久 <small>のぐち さだひさ</small>	日本福祉大学 名誉教授	委員長
社会福祉施設関係者	鵜芦 由未子 <small>うがや ゆみこ</small>	特別養護老人ホーム高浜安立荘 施設長	
	改田 健児 <small>かいだ けんじ</small>	授産所高浜安立 施設長	
社会福祉に関する活動を行う者	高桑 雄司 <small>たかくわ ゆうじ</small>	高浜市社会福祉協議会 副会長	副委員長
	毛受 保紀 <small>めんじょう やすのり</small>	高浜市民生委員児童委員協議会 会長	
	水野 輝久 <small>みずの てるひさ</small>	まちづくり協議会サミット 座長	
市民	内村 克則 <small>うちむら かつのり</small>	高浜市未来を描く市民会議(福祉分野)	
	水野 義則 <small>みずの よしのり</small>	高浜市未来を描く市民会議(福祉分野)	
	神谷 忠雄 <small>かみや ただお</small>	高浜市未来を描く市民会議(健康分野)	
	神谷 美百合 <small>かみや みゆり</small>	高浜市介護保険審議会 委員	
	野々山 祐司 <small>ののやま ゆうじ</small>	高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 委員	
	酒井 幸代 <small>さかい さちよ</small>	高浜市自殺対策計画策定委員会 委員	
	内藤 ちえ子 <small>ないとう ちえこ</small>	高浜市子ども・子育て会議 委員	

Ⅱ 計画の策定経緯

月 日	内 容
令和4年5月	○高浜市における地域福祉の現状と課題の分析
令和4年6～7月	○地域福祉に関連した既存アンケート調査結果の再分析 ○第3次計画の進捗状況と評価
令和4年7～8月	○第4次計画の骨子案（基本構成）の検討
令和4年8月22日	第1回地域福祉計画策定委員会 ・会長および副会長の選任 ・第4次計画の策定について ・第4次計画策定スケジュールについて ・高浜市の現状と第3次計画の振り返りについて ・第4次計画の骨子案について
令和4年9～11月	○計画案（【行政の取組】および【社会福祉協議会の取組】を中心に）の検討
令和4年11月21日	第2回地域福祉計画策定委員会 ・総合計画における「福祉」・「健康」分野について ・第4次計画案について（【行政の取組】【社会福祉協議会の取組】、計画の推進等）
令和4年11～12月	○策定委員に対する【市民の取組】に関する意見募集 意見件数：167件
令和5年1月23日	第3回地域福祉計画策定委員会 ・第2回委員会を踏まえた修正 ・第4次計画案について（【市民の取組】等）

月 日	内 容								
令和5年2月3日 ～2月17日	パブリックコメントの実施 ・意見件数：14件 ・意見対応 <table border="1" data-bbox="534 495 1398 801"> <tr> <td data-bbox="534 495 1289 551">①修正します（意見に基づいて、原案を修正したもの）</td> <td data-bbox="1289 495 1398 551">12件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 551 1289 647">②原案どおりとします（意見を検討したが、原案どおりとしたもの）</td> <td data-bbox="1289 551 1398 647">0件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 647 1289 743">③意見として承ります（原案の内容以外の意見を承ったもの）</td> <td data-bbox="1289 647 1398 743">1件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 743 1289 801">④その他（感想や質問など）</td> <td data-bbox="1289 743 1398 801">1件</td> </tr> </table>	①修正します（意見に基づいて、原案を修正したもの）	12件	②原案どおりとします（意見を検討したが、原案どおりとしたもの）	0件	③意見として承ります（原案の内容以外の意見を承ったもの）	1件	④その他（感想や質問など）	1件
①修正します（意見に基づいて、原案を修正したもの）	12件								
②原案どおりとします（意見を検討したが、原案どおりとしたもの）	0件								
③意見として承ります（原案の内容以外の意見を承ったもの）	1件								
④その他（感想や質問など）	1件								
令和5年3月31日	第4回地域福祉計画策定委員会 ・第3回委員会を踏まえた修正 ・パブリックコメントの結果について ・計画の承認								

高浜市第4次地域福祉計画
～高浜市しあわせづくり計画～

発行 … 令和5年3月

発行者 … 高浜市

編集 … 福祉部 地域福祉グループ

〒444-1334

愛知県高浜市春日町五丁目165番地 いきいき広場内

TEL:0566-52-9871 FAX:0566-52-7918

